

## 西野の家「はなさんち」

### 指定認知症対応型通所介護運営規程 指定介護予防認知症対応型通所介護運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人同和園（以下「本園」という。）が開設する西野の家「はなさんち」通所介護事業所（以下「当事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 西野の家「はなさんち」通所介護事業所
- (2) 所在地 京都市山科区西野広見町4番地

#### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務 1名)

管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上 (サービス提供時間を通じて毎日常時 1名以上配置する。)

1名以上を常勤とする。)

生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し自立生活を支援するため、他の職種とも連携し利用者及び家族に対して相談援助等を行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明を行うものとする。

(3) 看護職員

看護職員は、利用者の健康チェック、入浴サービス時のバイタルチェック、日常生活上の世話をを行う。

(4) 介護職員 3名以上 (サービス提供単位毎にサービス提供時間を通じて毎日常時 1名以上配置する。 1名以上を常勤とする。)

介護職員は、入浴、食事、排泄等の介護及び生活上の世話をを行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

年末年始は休業。(3日間～5日間)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用人員)

第6条 当事業所の利用定員は、次のとおりとする。

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 12名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供了した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは京都市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴サービス

(3) 生活相談・援助

- (4) レクレーション
- (5) 健康状態チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ（介護予防）
- (8) 若年性認知症利用者への個別対応
- (9) 口腔機能維持のための個別ケア
- (10) 運動機能維持のための個別ケア
- (11) 科学的介護の取り組み

- 2 当事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に上げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 食費 昼食代650円、おやつ代200円を徴収する。
  - (2) 複写物の交付 白黒10円／枚、カラー20円／枚を徴収する。
  - (3) レクレーション・グループワーク費用は、その実費を徴収する。
  - (4) 地域外送迎 片道1kmにつき250円を徴収する。
  - (5) キャンセル料 利用者の都合による当日キャンセルについては、食費（昼食代、おやつ代）相当分を徴収する。
  - (6) 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施区域は、以下の区域とする。

京都市山科区内。

※ 隣接市町の境界付近に居住する、または通常の実施区域外の方で特段の事情があり、利用希望される方については個別に判断する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所ないの設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

（緊急時等における対処方法）

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他

緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

- 第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上の定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。  
また町内会などが主催する避難訓練の機会があれば参加し近隣住民との連携に努めるようとする。

#### (衛生管理等)

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
    - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (秘密保持)

- 第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### (苦情処理)

- 第15条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

#### (虐待の防止)

- 第16条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。定期的な委員会の開催とともに、その結果について従業者への周知。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、定期的に虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置。
- 2、当事業所は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメントに関する事項)

- 第19条 下記(1)～(4)の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除できるものとする。

- (1) 身体的暴力（物を投げつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・手を払いのける）
- (2) 精神的暴力（怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする）
- (3) セクシャルハラスメント（身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる）
- (4) カスタマーハラスメント（契約外の無理難題の要求等）

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年6回
- 2 事業所は、通所介護を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人同和園と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は、平成17年7月1日から施行する。

附則2 この運営規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

附則3 この運営規程は、平成18年5月1日から改正施行する。

附則4 この運営規程は、平成18年6月1日から改正施行する。

附則5 この運営規程は、平成19年4月1日から改正施行する。

附則6 この運営規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附則7 この運営規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附則 8 この運営規程は、平成 21 年 9 月 1 日から改正施行する。

附則 9 この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 10 この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 11 この運営規程は、平成 23 年 8 月 1 日から改正施行する。

附則 12 この運営規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施工する。

附則 13 この運営規定は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施工する。

附則 14 この運営規定は、平成 26 年 1 月 31 日から改正施工する。

附則 15 この運営規定は、平成 26 年 12 月 1 日から改正施行する。

附則 16 この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 17 この運営規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 18 この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 19 この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 20 この運営規定は、平成 30 年 6 月 6 日から改正施行する。

附則 21 この運営規定は、令和 2 年 1 月 1 日から改正施行する。

附則 22 この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 23 この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 24 この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則 25 この運営規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。